

遠野市物品及び業務委託等に係る競争入札参加の資格等に関する要綱を次のように定める。

遠野市長 本 田 敏 秋

遠野市物品及び業務委託等に係る競争入札参加の資格等に関する要綱

遠野市物品及び業務委託等に係る競争入札参加の資格等に関する要綱（平成17年遠野市告示第 123号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第 167 条の5第1項及び第 167条の11第2項の規定に基づき、遠野市が発注する物品購入、業務委託等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「物品及び業務委託等」とは、物品の買入れ、物品の製造の請負、物品の修繕、物品の売払い及び物品の借入れ並びに建設関連業務以外の業務の委託をいう。

（資格審査）

第3条 競争入札に参加しようとする者は、競争入札の参加資格に関する市長の審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

(1) 令第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(2) 営業に関し法令上許可、認可等を必要とする場合においてこれを受けていない者

(3) 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖の処分を現に受けている者

(4) 営業に関し市長が認める実績を有していない者

(5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがない者、民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがない者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者

(6) 市区町村及び都道府県が賦課徴収すべき税、法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(7) 遠野市暴力団排除条例（平成 24 年遠野市条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

（資格審査の申請）

第4条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める資格審査申請書その他資格審査に必要な書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければな

らない。

- 2 市長は、申請書等及びこれに係る提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。
- 3 資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める事情の生じた都度申請書等を提出することができる。
  - (1) 次条に規定する資格者名簿に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一部を承継した者
  - (2) 次条に規定する資格者名簿に登載されている者が当該資格者名簿に登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人
  - (3) 次条に規定する資格者名簿に登載されていた法人が他の法人と合併（当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。）して設立した法人
  - (4) 営業又は事業の一部を譲渡した者
  - (5) 会社更生法又は民事再生法の適用を受けた者
  - (6) 第7条第1項第3号の規定により資格の取消しを受けた者で、新たに法令等の規定による許可等を受けた者
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない事情があると認める者  
（入札参加資格者の決定等）

第5条 市長は、前条第1項の申請書等の提出があつたときは、資格審査を行い、申請者が競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認めたときは、その氏名又は名称その他必要な事項を物品及び業務委託等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するものとする。

（資格者名簿の有効期間）

第6条 資格者名簿の有効期間は、2会計年度限りとする。ただし、2会計年度経過後新たな資格者名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の資格者名簿をもってこれに代えるものとする。

- 2 資格者名簿の有効期間途中において当該資格者名簿に追加して登載された者の有効期間は、当該資格者名簿に登載された日から当該資格者名簿の有効期間の末日までとする。

（資格者名簿からの抹消）

第7条 市長は、資格者名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資格者名簿に登載されている者を資格者名簿から抹消することができる。

- (1) 令第167条の4（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当すると認められたとき。
- (2) 申請書等に故意に虚偽の事項を記載したことが明らかとなったとき。
- (3) 法令の規定により許可等を必要とする業務につき、当該許可等の取消し等の処分を受けたとき。
- (4) 事業を廃止したとき。

- 2 市長は、前項の規定により資格者名簿に登載されている者を資格者名簿から抹消したときは、その旨を速やかに当該抹消した者に通知するものとする。

（申請書等の記載事項の変更の届出）

第8条 申請書等を提出した者又は資格者名簿に搭載されている者は、申請書等の記載事項に変更があったときは、その都度当該変更のあった事項を市長に届け出なければならない。

(指名競争入札に付する場合における被指名人の選定)

第9条 市長は、指名競争入札に付する場合における被指名人の選定に当たっては、資格者名簿に登載されている者のうちから、これをおこなうものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の遠野市物品及び業務委託等に係る競争入札参加の資格等に関する要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前の遠野市物品及び業務委託等に係る競争入札参加の資格等に関する要綱の規定により入札参加資格を有している者は、平成21年3月31日までの間、第5条の規定による入札参加資格を有する者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年11月16日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の遠野市営建設工事入札参加資格者要綱の規定により入札参加資格を有している者は、平成24年3月31日までの間、第5条の規定による入札参加資格を有する者とみなす。